

議第 8 2 号 呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等の施行により、市税の各税目における特例措置の創設、見直し等が行われたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

なお、同法による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正のうち、本年 4 月 1 日施行の部分に係る呉市税条例（昭和 25 年呉市条例第 33 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 32 年呉市条例第 3 号）の改正については、同年 3 月 31 日に専決処分をしており、その承認を求める議案を別途提出しています。

2 改正の内容

(1) 固定資産税

ア 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資への支援措置の創設（第 1 条関係）

地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）」の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税を、市町村が条例で定めるところにより「零以上 2 分の 1 以下」に軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置が創設されました。

これを受け、本市では、この固定資産税を零とすることとし、当該設備投資への支援を行います。

また、この特例措置は、地方交付税（普通交付税）の減収補填の対象となります。

なお、平成 28 年度に創設された現行の特例措置（「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）」に基づく同様の設備投資（取得期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間）に関し、課税標準額を 3 年度にわたり 2 分の 1 とする措置）については、この措置の創設に伴い、期限の到来をもって廃止されることになりました。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し（第 1 条関係）

「特定の公害防止用設備」及び「再生可能エネルギー発電設備」について、わがまち特例の適用を受けるためには、一定の期間内に資産を取得する必要がありますが、地方税法で定められた期間の末日が本年 3 月 31 日に到来するため、同法の一部改正により期限が 2 年間延長され、かつ、同法に定める特例割合の参酌基準の値に変更（縮減等）があったことから、次の表のとおり、課税標準の特例措置の縮減等を行います。

なお、当該対象資産に関する従前のわがまち特例に係る規定は、上記専決処分による改正において、削除し、及び当該経過措置を設定しました。

対象資産 (償却資産のみ)		改正前の地方税法によるもの (取得期間：H28. 4. 1～H30. 3. 31)		改正後の地方税法によるもの (取得期間：H30. 4. 1～H32. 3. 31)		
		地方税法に規定する 特例割合の基準	特例率	地方税法に規定する 特例割合の基準		特例率
水質汚濁防止法 の特定施設に係 る汚水又は廃液 の処理施設		3分の1を参酌し て、6分の1以上2 分の1以下	3分の1	2分の1を参酌して、3分の1 以上3分の2以下		2分の1
特定再 生可能 エネルギー発 電設備	太陽 光発 電設 備	3分の2を参酌し て、2分の1以上6 分の5以下	3分の2	出力1,000 キロワット 未満のもの	3分の2を参酌し て、2分の1以上 6分の5以下	3分の2
				上記に掲げ るものを除 いたもの	4分の3を参酌し て、12分の7以上 12分の11以下	4分の3
				出力20キ ロワット以 上のもの	3分の2を参酌し て、2分の1以上 6分の5以下	3分の2
				上記に掲げ るものを除 いたもの	4分の3を参酌し て、12分の7以上 12分の11以下	4分の3
	水力 発電 設備	2分の1を参酌し て、3分の1以上3 分の2以下	2分の1	出力5,000 キロワット 以上のもの	3分の2を参酌し て、2分の1以上 6分の5以下	3分の2
				上記に掲げ るものを除 いたもの	2分の1を参酌し て、3分の1以上 3分の2以下	2分の1
	地熱 発電 設備	2分の1を参酌し て、3分の1以上3 分の2以下	2分の1	出力1,000 キロワット 未満のもの	3分の2を参酌し て、2分の1以上 6分の5以下	3分の2
				上記に掲げ るものを除 いたもの	2分の1を参酌し て、3分の1以上 3分の2以下	2分の1
	バイ オマ ス発 電設 備	2分の1を参酌し て、3分の1以上3 分の2以下	2分の1	出力10,00 0キロワッ ト以上20, 000キロワ ット未満の もの	3分の2を参酌し て、2分の1以上 6分の5以下	3分の2
				出力10,00 0キロワッ ト未満のも の	2分の1を参酌し て、3分の1以上 3分の2以下	2分の1

(2) 個人市民税

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援する等の観点から、所得税と同様に、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられることに対応した関係規定の整備を行います。

また、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告制度の見直し及び配偶者控除の見直しに伴う規定の整理を行います。

ア 基礎控除の見直し（第1条関係）

合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用ができないこととします。

【参考】基礎控除の見直しに係る改正の概要

所得割の納税義務者について、所得金額から差し引く基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。

また、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、次の所得金額の段階に応じて、控除額が逡減・消失をします。

合計所得金額	控除額
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

イ 給与所得控除・公的年金等控除の見直しに伴う非課税措置に係る所得要件の引上げ（第1条関係）

給与所得控除・公的年金等控除の額が10万円引き下げられることに伴い、同じ収入であっても、所得金額が10万円増加することとなるため、非課税措置に係る所得要件を次のとおり10万円引き上げます。

項目	現行	改正案
障害者，未成年，寡婦又は寡夫に対する非課税措置	合計所得金額が次の金額以下の場合には非課税	
	125万円	135万円
均等割の非課税限度額	合計所得金額が次の金額以下の場合には非課税 (21万円の加算は同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合にのみ適用)	
	35万円×本人，同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (+21万円)	35万円×本人，同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 +10万円 (+21万円)
所得割の非課税限度額	総所得金額等が次の金額以下の場合には非課税 (32万円の加算は同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合にのみ適用)	
	35万円×本人，同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (+32万円)	35万円×本人，同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 +10万円 (+32万円)

【参考】 給与所得控除・公的年金等控除制度の見直しの概要

所得税において次の改正が行われます。

個人住民税の所得金額は、地方税法の規定により特別な定めがある場合を除き、所得税の所得金額の計算の例によって算定するものとされていることから、所得税に係る改正が個人住民税に自動的に影響します。

(7) 給与所得控除

控除額が一律10万円引き下げられます。

また、給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に、控除の上限額が220万円から195万円に、それぞれ引き下げられます。

(4) 公的年金等控除

控除額が一律10万円引き下げられます。

また、公的年金等の収入金額が増加しても控除額に上限はありませんでしたが、収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5,000円の上限が設けられます。

※ 給与所得と年金所得の両方がある者については、片方に係る控除のみが減額されるよう調整されます。

ウ 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し（第1条関係）

公的年金以外の所得を有しなかった者（以下「年金所得者」といいます。）が源泉控除対象配偶者（合計所得金額が900万円以下の者の配偶者で、その者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。）に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とします。

【参考】 年金所得者のうち源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする者の申告手続


現 行	改正案
年金所得者が、年金保険者に対して提出する扶養親族等申告書に、「配偶者特別控除の対象となる配偶者の有無」及び「当該配偶者の所得」について記載する欄がないため、別途、市町村に対して配偶者特別控除の適用を受けるための申告を行う必要がある。	年金所得者が、年金保険者に対して提出する扶養親族等申告書と年金保険者が市町村に対して提出する公的年金等支払報告書に、「源泉控除対象配偶者の有無等」及び「当該源泉控除対象配偶者の所得」の記載が追加され、年金保険者を通じて市町村に報告されるため、年金所得者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受けようとする場合、市町村に対して申告を行う必要はない。

エ 配偶者控除の見直しに伴う規定の整理（第1条関係）

地方税法の改正により、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除が適用されないこととなりました。そのため、「控除対象配偶者」の定義が次の表に示すとおり改められ、従来の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」という名称に変更されました。

これを受け、個人市民税の均等割若しくは所得割の非課税の判定を行い、又は当該均等割の軽減を行う際に用いる計算式の中で、これまで使用していた「控除対象配偶者」という用語を納税義務者の合計所得金額の影響を受けない「同一生計配偶者」に改めます。

<地方税法の改正による名称の変更>

現 行		改正後
控除対象配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者		同一生計配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者
		控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者

※ この見直しに関する改正は、平成31年1月1日に施行されますが、上記イの「所得要件の引上げ」に伴い、平成33年1月1日に、上記の表中に示す前年の合計所得金額が「38万円」から「48万円」に変更されます。

(3) 法人市民税

特定法人の法人市民税に係る電子申告の義務化（第1条関係）

特定法人（※）の法人市民税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出について、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告によることを義務付けます。

※ 「特定法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人などをいいます。

(4) 市たばこ税

ア 税率の引上げ（第1条、第3条及び第4条関係）

市たばこ税の1,000本当たりの税率を次のとおり、段階的に引き上げ

ます。

	国	県	市	計
現 行	5,302円	860円	5,262円	11,424円
平成30年10月1日から	5,802円	930円	5,692円	12,424円
平成32年10月1日から	6,302円	1,000円	6,122円	13,424円
平成33年10月1日から	6,802円	1,070円	6,552円	14,424円

イ 加熱式たばこの課税方式の見直し（第1条～第5条関係）

現在、加熱式たばこは、たばこ税法（昭和59年法律第72号）及び地方税法上の「喫煙用の製造たばこ」における課税区分のうち「パイプたばこ」に分類されており、その重量を紙巻たばこの本数に換算する方法によって課税していますが、当該課税区分として新たに「加熱式たばこ」の区分を設け、次のとおり、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方法によって課税する方式に改めます。

（加熱式たばこ1箱を紙巻たばこの本数に換算する計算式）

現 行： 加熱式たばこ1箱当たりの重量(単位:グラム)＝紙巻たばこの本数

改正後： 加熱式たばこ1箱当たりの

$$\frac{\text{葉たばこ・溶液の重量(単位:グラム)}}{0.4} \times 0.5$$

+

$$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均価格(現状約20円)}} \times 0.5$$

＝紙巻たばこの本数

なお、激変緩和等の観点から、次のような段階的な移行措置を講じます。

現行	現行の換算本数による。
平成30年10月1日から	現行の換算本数×0.8 + 新換算本数×0.2
平成31年10月1日から	現行の換算本数×0.6 + 新換算本数×0.4
平成32年10月1日から	現行の換算本数×0.4 + 新換算本数×0.6
平成33年10月1日から	現行の換算本数×0.2 + 新換算本数×0.8
平成34年10月1日から	新換算本数による。

ウ 旧3級品製造たばこの特例税率の廃止に係る経過措置の内容変更（第6条関係）

特例税率の廃止に係る経過措置の一環として、平成31年4月1日に行うこととしている税率の引上げ（特例税率の完全廃止）の時期を同年10月1日まで延期します。

また、特例税率の完全廃止時における1,000本当たりの税率は、たばこ税率の引上げに伴い、5,262円から5,692円に変更になります。

現 行		改正後	
適用期間等	1,000本当たりの税率	適用期間等	1,000本当たりの税率
特例税率の 廃止前	2,495円	/	
H28.4.1 ～H29.3.31	2,925円		
H29.4.1 ～H30.3.31	3,355円		
H30.4.1 ～H31.3.31	4,000円	H30.4.1 ～H31.9.30	4,000円
H31.4.1～	5,262円 (特例税率の完全廃止)	H31.10.1～	5,692円 (特例税率の完全廃止)

(5) その他

呉市都市計画税条例における地方税法の引用条項の修正（第7条・第8条関係）

地方税法の一部改正により，固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例に関する規定の追加及び削除がされたことに伴い条項に移動が生じたため，当該項番号を規定の中に引用している呉市都市計画税条例の該当条項について所要の修正を行います。

なお，当該追加と削除に関する改正規定の施行期日が異なっており，同一の特例項目に関する項番号を一度変更した後，改めて別の項番号に変更する必要があるため，第7条と第8条の2条に分けて改正しています。

3 施行期日

(1) 第1条による呉市税条例の一部改正

- ア 公布の日（一部は本年4月1日遡及適用）
固定資産税（わがまち特例の見直し）など
- イ 平成30年10月1日
市たばこ税（たばこ税率の段階的引上げ（第1段階）並びに加熱式たばこの課税区分の新設に伴う換算方式の見直し及びその段階的移行措置（第1段階））
- ウ 平成31年1月1日
個人市民税（個人市民税の配偶者控除の見直し等）など
- エ 平成32年4月1日
法人市民税（特定法人に係る電子申告の義務化）
- オ 平成33年1月1日
個人市民税（個人所得課税の見直し）
- カ 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日
固定資産税（中小企業による生産性を向上させる設備投資への新たな支援措置の創設）

(2) 第2条による呉市税条例の一部改正

ア 平成31年4月1日

固定資産税（わがまち特例の割合を定める規定における引用条項の修正）

イ 平成31年10月1日

市たばこ税（加熱式たばこの換算方式見直しに係る段階的移行措置（第2段階））

(3) 第3条による呉市税条例の一部改正

平成32年10月1日

市たばこ税（たばこ税率の段階的引上げ（第2段階）及び加熱式たばこの換算方式見直しに係る段階的移行措置（第3段階））

(4) 第4条による呉市税条例の一部改正

平成33年10月1日

市たばこ税（たばこ税率の段階的引上げ（最終的な引上げ額への到達）及び加熱式たばこの換算方式見直しに係る段階的移行措置（第4段階））

(5) 第5条による呉市税条例の一部改正

平成34年10月1日

市たばこ税（加熱式たばこの換算方式見直し（段階的移行措置の終了））

(6) 第6条による呉市税条例の一部を改正する条例の一部改正

平成30年10月1日

市たばこ税（旧3級品製造たばこに係る特例税率の完全廃止期日の延期）

(7) 第7条による呉市都市計画税条例の一部改正

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日（固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例項目の追加による条項移動に伴う引用条項の修正）

(8) 第8条による呉市都市計画税条例の一部改正

平成31年4月1日（固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例項目の削除による条項移動に伴う引用条項の修正）